

# ペットフード等の薬事に関する適切な表記のガイドライン

## 1. はじめに

ペットフードやサプリメント等（以下「ペットフード等」という。）の容器や包装、Web等の広告媒体の如何を問わず、これらの表記について、薬事法上問題となる表記に該当するか否かを判断する基準として、「動物用医薬品等の範囲に関する基準」（平成20年4月11日付け19消安第14721号消費・安全局長通知）が発出されています。

今般、多種多様なペットフード等が流通している中、「動物用医薬品等の範囲に関する基準」の理解を深め、ペットフード等に関する適正な表記がなされるよう、農林水産省の指導の下、本ガイドラインを作成しました。本ガイドラインは、ペットフード等の表記のうち、特に薬事法上問題となるか否か判断の難しい表記について解説を行うものであり、〇〇治療、医療用、〇〇薬配合等の記載といった明らかに医薬品的な表記等については言及しておりませんのでご注意ください。

また、本ガイドラインは、必要に応じて今後見直すことがあります。

尚、本ガイドラインは薬事法の観点から作成したものであり、別途、不当景品類及び不当表示防止法を含む関連法令及びペットフードの表示に関する公正競争規約・施行規則に則った表記をしていただく必要があります。

## 2. 医薬品的な表記と判断される場合

薬事法において、医薬品は、「疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物」又は「身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物」と定義されています。また、医薬部外品とは、吐きけその他の不快感、口臭・体臭、あせも、ただれ等の防止、脱毛防止、育毛・除毛、はえ・蚊・のみ等の防除の目的で使用されている作用が緩慢な物と定義されています。

このような目的に関する効能・効果を標ぼうし、販売することができるものは、薬事法に基づき効能・効果が承認されている医薬品等のみであり、ペットフード等では標ぼうすることができません。

具体的には、以下の表記を行った場合、医薬品的な表記であると判断されます。

### （1）病名・症状、疾病の原因又は好ましくない意味の語句で修飾されている身体の構造・機能

風邪薬の容器・包装等には熱、咳、鼻水等のように病名・症状が記載されていますが、薬事法上、これら病名・症状の記載は、医薬品的な表記とみなされます。

したがって、ペットフード等の容器や包装等に病名・症状が記載される場合は、原則として医薬品的な表記であると判断されます。

また、病名・症状に類する以下のような表記がある場合も、原則として医薬品的な表記と判断されます。

- ① 医薬部外品に該当する作用
- ② 疾病の原因（歯垢・歯石、尿石、ストレス、悪玉菌、害虫、有害物質等を含む。）
- ③ 好ましくない意味の語句（負担のかかる、弱りがちな、細い、疲労、デリケート等の語句を含む。）で修飾している身体の構造・機能
- ④ 免疫（力）、抵抗力という語句（疾病の予防を暗示するため。）
- ⑤ 血圧、血糖、体温、**血流**等の語句（正常値の維持が医薬品的な効能・効果と判断されるため。）

不適切表示例：〇〇病に。 ダメージを受けた胃腸に。 皮膚のトラブルに。

## (2) 身体の構造・機能に影響を及ぼす旨の表現

薬事法では、医薬品は「身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物」と定義されていることから、ペットフード等がペットの身体の構造・機能に何らかの影響を及ぼす表現がなされた場合は、原則として医薬品的な表記と判断されます。

不適切表示例：関節を丈夫にする。 美しい毛艶を約束します。  
毛並みを守ります。

## 3. 医薬品的な表記とは判断されない場合

2で示したように、ペットフード等については、原則として病名・症状等やペットの身体の構造・機能に影響を及ぼす旨の表現を用いた表記はできません。しかし、ペットフード等は、ペットに必要な栄養成分を供給したり、物理的な特徴等により、ペットの健康維持を目的としていることから、以下の場合には、医薬品的な表記とは判断されません。

### (1) 病名・症状等又は好ましくない意味の語句で修飾されている身体の構造・機能に影響を及ぼす旨の表現であって、医薬品的な表記とは判断されない場合

以下の①から⑫までに該当する表記については、医薬品的な表記とは判断されません。

#### ① 病名・症状について

療法食であって、総合栄養食の主な栄養成分を調整（増加、減少）し、病名又は症状に対応した療法食（食事療法食、特別療法食）であることが明記されている場合のみ、病名・症状を表記することが可能です。ただし、脂肪代謝の促進や炎症の抑制等、医薬品的な効果効果を期待して栄養成分を調整したものについては、ここでいう療法食には該当しません。

なお、「病名又は症状」に対して使用できる表現は「対応、管理、配慮（ケア）」、これらの同意語です。

適切表示例：（ペットフードの栄養成分である）〇〇を低く調整し、△△病に対応した療法食です。

不適切表示例：肥満症の犬に対応するため、L-カルニチンを調整した療法食です。

#### ② 尿石について

総合栄養食の主な栄養成分を調整し、又はそれによりpHを調整していることについて、妥当な説明が明記されている場合のみ、尿石を表記することが可能です。なお、「尿石」に対して使用できる表現は「対応、管理、配慮（ケア）、形成しにくくする」、これらの同意語です。

適切表示例：（ペットフードの通常成分である）〇〇の含有量を低く抑え、尿石を形成しにくくしています。

#### ③ 免疫（力）、抵抗力について

健康維持の範囲内で本来の免疫（力）、抵抗力を維持する範囲内の表現の場合。具体的には、「健康維持による」という表現が明記されている、又はバランスよい

栄養成分により健康が維持される旨が明記されている場合のみ、免疫（力）、抵抗力を表記することが可能です。なお、「免疫（力）、抵抗力」に対して使用できる表現は「保つ、維持」、これらの同意語です。

適切表示例：健康を維持することにより免疫力を保ちます。

優れた栄養バランスにより（健康を維持し）抵抗力を保ちます。

④ 食物アレルギーについて

アレルゲンを含まないこと又はペプチド処理等のアレルゲンとなりにくい処理を施したことについて、妥当な説明が明記されている場合のみ、食物アレルギーを表記することが可能です。なお、「食物アレルギー」に対して使用できる表現は「対応、管理、配慮（ケア）」、これらの同意語です。

適切表示例：卵アレルギーに敏感な愛犬に配慮して卵を使用していません。

⑤ 歯垢、歯石、口臭について

口腔内で消化されやすい旨の物理的特徴又は噛むことによる物理的作用について、妥当な説明が明記されている場合（口臭については、着香等による物理的作用も可）。「歯垢」、「歯石」、「口臭」に対しては、「軽減、抑える、解消」等の一定の改善・予防の表現を用いることができます。

適切表示例：噛むことにより、歯垢の沈着を抑えます（軽減します）。

噛むことにより、歯垢の沈着を抑え、口臭を軽減します。

⑥ ストレスについて

噛むことや遊んだりすることによる物理的作用について、妥当な説明が明記されている場合。「ストレス」に対しては、「軽減、抑える、解消」等の一定の改善・予防の表現を用いることができます。

適切表示例：噛んだり遊んだりすることでストレス解消（軽減）になります。

⑦ 糞尿臭について

着香や臭いの吸着による餌や腸内容物への物理的作用について、妥当な説明が明記されている場合。「糞尿臭」に対しては、「軽減、抑える、解消」等の一定の改善・予防の表現を用いることができます。

適切表示例：腸内容物の臭いを吸着することにより、糞の臭いを抑えます。

消化が良く糞量が減ることで、糞の臭いを抑えます。

⑧ 毛玉について

食物繊維による物理的作用について、妥当な説明が明記されている場合。「毛玉」に対しては、「軽減、抑える、解消」等の一定の改善・予防の表現を用いることができます。「豊富な」は必ずしも必要な表記ではありません。

適切表示例：食物繊維が毛玉を絡め取ることにより、毛玉の形成を抑えます（軽減します）。

⑨ 食欲のない状態について

食欲のない状態に対して、風味又は嗜好性に関する物理的特徴について、妥当な説明が明記されている場合。食欲に対して使用できる表現は、「対応、管理、配慮、

気になる」等、直接的に改善・予防の意味を含まないものであることが必要です。  
適切表示例：食欲がない愛犬に配慮して、〇〇風味で嗜好性を高めています。

⑩ 咀嚼機能が弱い状態について

咀嚼機能が弱い状態に対して、形状又は硬さに関する物理的特徴について、適切な説明が明記されている場合。咀嚼に対して使用できる表現は、「対応、管理、配慮、気になる」等、直接的に改善・予防の意味を含まないものであることが必要です。

適切表示例：あごが弱い愛犬に配慮して、柔らかく食べやすくしました。

⑪ 消化機能が弱い状態について

消化機能が弱い状態に対して、優れた消化性に関する物理的特徴について、適切な説明が明記されている場合。消化性に対して使用できる表現は、「対応、管理、配慮、気になる」等、直接的に改善・予防の意味を含まないものであることが必要です。

適切表示例：お腹の弱い愛犬に配慮して、消化吸収に優れた原材料を使用したフードです。

⑫ 体重管理について

体重管理に対して、カロリー、脂肪又は食物繊維に関する物理的特徴について適切な説明が明記されている場合。体重に対して使用できる表現は、「対応、管理、配慮、気になる」等、直接的に改善・予防の意味を含まないものであることが必要です。ただし、低カロリー、低脂肪等、体重減少につながる適切な物理的特徴が明記されている場合、「減少」等の一定の改善の表現を用いることができます。

適切表示例：体重過多な愛犬に配慮して、低カロリーに仕上げました。

(2) 体格、年齢又は品種の特徴に起因する身体の構造・機能の状態に関する表現であって、医薬品的な表記と判断されない場合

ペットの体格、年齢又は品種の特徴により、特定の身体の構造・機能が弱かったり、痛みやすかったりすることが一般的に知られています。このため、好ましくない意味の語句で修飾されている身体の構造・機能について、その状態が体格、年齢又は品種の特徴に起因する旨の適切な説明が明記されている場合は、医薬品的な表記とは判断されません（例えば「高齢による関節の衰え」、「胴長犬種の痛みやすい腰」）。

また、ペットフード等は、ペットに必要不可欠な栄養成分を供給したり、物理的な特徴等により、ペットの健康維持を目的としていることから、ペットフード等が身体の構造・機能に影響を及ぼす表現では、健康維持が前提となっていなければなりません。このため、「健康維持による」又は「健康」が明記され、健康維持の範囲内と判断できる場合は、医薬品的な表記とは判断されません。ただし、身体の構造・機能に影響を及ぼす旨の表現は、「対応、管理、配慮、気になる、守る、助ける」等、直接的に改善・予防の意味を含まないものであることが必要です。

適切表示例：健康維持により、高齢犬の衰えがちな関節を守ります。

(3) 好ましくない意味の語句で修飾されていない身体の構造・機能の名称であって、

医薬品的な表記とは判断されない場合

好ましくない意味の語句で修飾されていない身体の構造・機能の名称のみを表記する場合は、医薬品的な表記に該当しません（例えば「毛並み」、「丈夫な関節」）。

また、これらの身体の構造・機能に影響を及ぼす旨の表現であって、以下の①から③までに該当する場合も、医薬品的な表記とは判断されません。

① あご、歯について

噛むことによる物理的作用について、妥当な説明が明記されている場合は、「あご」や「歯」に影響を及ぼす旨の表現として、「丈夫になる」等の改善・強化の意味を含むものを用いた場合であっても、医薬品的な表記とは判断されません。

適切表示例：噛むことによりあごや歯を丈夫にします。

② 「健康維持による」又は「健康」という表現が明記されている場合について

ペットフード等は、ペットに必要な栄養成分を供給したり、物理的な特徴等により、ペットの健康維持を目的としていることから、ペットフード等が好ましくない意味の語句で修飾されていない身体の構造・機能に影響を及ぼす表現では、健康維持が前提となっていなければなりません。このため、「健康維持による」又は「健康」が明記され、健康維持の範囲内と判断できる場合は、医薬品的な表記とは判断されません。

ただし、身体の構造・機能に影響を及ぼす旨の表現は、「願う、保つ、維持、貢献、管理、配慮、気になる、守る、助ける」等、直接的に改善・予防の意味を含まないものであることが必要です。

適切表示例：健康維持により美しい毛並みを保ちます。

健康な関節を維持します。愛犬の健康を願って。

③ 発達、発育、成長について

ペットフード等は、ペットに必要な栄養成分を供給したり、物理的な特徴等により、ペットの健康維持を目的としていることから、ペットフード等が身体の構造・機能の「発育、発達、成長」に影響を及ぼす表現については、成長期のペットにおける健康維持が前提となっていなければなりません。このため、対象のペットが幼獣（幼犬、幼猫）であることが明記され、かつ「健康維持による」又は「健康」が明記され、健康維持の範囲内と判断できる場合は、医薬品的な表記とは判断されません。

ただし、それらに影響を及ぼす旨の表現は、「願う、保つ、維持、貢献、管理、配慮、気になる、守る、助ける」等、直接的に改善・予防の意味を含まないものであることが必要です。

適切表示例：健康維持により子犬の成長を助けます。

健康な発達を助ける子犬用フードです。

4. 医薬品的な表記と判断されないために必要な記載事項

3で示した医薬品的な表記とは判断されないために必要とされる記載事項（「健康維持による」等）については、ペットフード等が身体の構造・機能に及ぼす影響に係る表記の補足として消費者が最も容易に認識できる箇所に表記する必要があります。

## 5. その他注意事項

### (1) 広告宣伝物又は演述の際の注意

雑誌、Web等の広告宣伝物や口頭での製品の紹介等においても、本ガイドラインを遵守した表現にしてください。もし、本ガイドラインを逸脱するような表現が確認された場合は、未承認医薬品の広告として、薬事法（第68条）違反と判断される可能性があります。

### (2) 本ガイドライン使用上の注意

本ガイドライン及び事例集において、使用が可能とされている語句（動詞や名詞、形容詞等）であっても、表記の内容により、医薬品的な表記と判断されたりする場合があります。例えば、「サポート」「守る」「抑える」等の表現が該当します。必ず、本ガイドラインや事例集に記載されているすべての情報を確認してください。

### (3) ペットフード等の薬事に関する表記に関するお問合せ先は、下記のとおりとなります。

#### ① ペットフード公正取引協議会の会員社の場合

ペットフード公正取引協議会 事務局までメールにてお問合せ下さい。事務局を通じて農林水産省に確認させていただきます。電話での御相談には応じかねます。

メール・アドレス info@pffta.org

#### ② ペットフード公正取引協議会の非会員社の場合

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬事監視指導班まで電話にてお問合せ下さい。

電話番号 03-3502-8111（内線 4531）

各地方農政局でも、ペットフード安全法の表示の基準と合わせて薬事法に抵触する表記がないかを確認しておりますので、具体的なパッケージの確認等であれば、各地方農政局宛てにお問合せ頂くこともできます。

※ ただし、何れのお問合せの場合も、「動物用医薬品等の範囲に関する基準」（平成20年4月11日付け19消安第14721号消費・安全局長通知）及びガイドラインを踏まえて、具体的な表記案を考えた上でご相談下さい。

平成24年 3月 ペットフード公正取引協議会 作成

平成24年11月 追加改訂

別表

ペットフード等の薬事に関する適切な表記の考え方

	医薬品的表記と判断される場合		医薬品的表記と判断されない場合
	(ア)疾病、身体の構造・機能に関する表記	(イ)前者に対し影響を及ぼす表記	
病名・症状又はこれらに類する表記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病名・症状(トラブル、アレルギー、病中、病後等を含む。)</li> <li>・医薬部外品に該当する作用</li> <li>・疾病の原因(菌垢・歯石、尿石、ストレス、悪玉菌、害虫、有害物質等を含む。)</li> <li>・好ましくない意味の語句(負担のかかる、弱りがちな、細い、疲労、デリケート等の語句を含む。)で修飾している身体の構造・機能</li> <li>・免疫(力)、抵抗力という語句(疾病予防を暗示するため。)</li> <li>・血圧、血糖、体温、<b>血流</b>という語句(正常値の維持が医薬品的効能・効果と判断されるため。)</li> </ul>	<p><b>【(ア)の表現のみで医薬品表記として判断される】</b></p> <p>I</p>	<p><b>【(イ)の表現につて、基本的に治療、改善、予防の意味を含まないもの限る】</b></p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 病名・症状について、決められた記載方法に沿った妥当な説明が明記されている場合</li> <li>② 尿石について、総合栄養食の主な栄養成分を調整し又はそれによりpHを調整していることについて、妥当な説明が明記されている場合</li> <li>③ 免疫(力)、抵抗力について、「健康維持による」等の表現が明記されている場合</li> <li>④ 食物アレルギーについて、アレルギーを含まない旨やアレルギーとなりにくい処理を施したことについて、妥当な説明が明記されている場合</li> <li>⑤ 菌垢、歯石、口臭について、口腔内での消化性に関する物理的特徴又は噛むことによる物理的作用(口臭については、着香も可)について、妥当な説明が明記されている場合</li> <li>⑥ ストレスについて、噛むことによる物理的作用について、妥当な説明が明記されている場合</li> <li>⑦ 糞尿臭について、着香や臭いの吸着による餌や腸内容物への物理的作用について、妥当な説明が明記されている場合</li> <li>⑧ 毛玉について、食物繊維による物理的作用について、妥当な説明が明記されている場合</li> <li>⑨ 食欲のない状態について、風味又は嗜好性に関する物理的特徴について、妥当な説明が明記されている場合</li> <li>⑩ 咀嚼機能が弱い状態について、形状又は硬さに関する物理的特徴について、妥当な説明が明記されている場合</li> <li>⑪ 消化機能が弱い状態について、優れた消化性に関する物理的特徴について、妥当な説明が明記されている場合</li> <li>⑫ 体重管理について、カロリー、脂肪、食物繊維に関する物理的特徴について、妥当な説明が明記されている場合</li> </ul>
		<p>II</p> <p>III</p>	
<p>IV</p> <p>V</p>	<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① あご、歯について、噛むことによる物理的作用が明記されている場合</li> <li>② 健康維持による旨又は健康が明記されている場合</li> <li>③ 発達、発育、成長について、対象が幼獣であることが明記され、かつ健康維持による旨又は健康が明記されている場合</li> </ul>		
<p>身体の構造・機能に影響を及ぼす表現</p>		<p>体格、年齢又は品種の特徴に起因する身体の構造・機能</p> <p>※体格、年齢又は品種の特徴に起因する旨の妥当な説明が必要</p>	<p><b>【改善・予防の意味を含むもの】</b></p> <p>軽減、緩和、抑制、予防、防止、延命、なくする、健康にする、ない、整える、遅らせる、アンチエイジング等</p> <p><b>【状況により、改善・予防の意味を暗示するもの】</b></p> <p>対応、管理、配慮(ケア)、気になる、守る(プロテクト)、助ける(サポート、アシスト)等</p>
	<p>好ましくない意味の語句で修飾されていない身体の構造・機能</p>	<p><b>【改善・予防の意味を含むもの】</b></p> <p>形成、強化、向上、増進、促進、変化、健康にする、整える、もたらす、なる、する、導く、約束する等</p> <p><b>【状況により、改善・予防の意味を暗示するもの】</b></p> <p>願う、目指す、保つ、維持、貢献、管理、配慮(ケア)、気になる、守る(プロテクト)、助ける(サポート、アシスト)等</p>	

※医薬品的表記と判断されない場合で求められている記載事項については、当該表記(複数ある場合は、一番目立つもの)と同一面で明記され、当該表記の補足として認識できるものとする。